

大阪府監査委員告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府人事委員会から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成24年8月8日

大阪府監査委員 磯部 洋
同 赤木 明夫
同 清水 涼子
同 和田 秋夫
同 三田 勝久

1 委員意見に対する措置 (職員採用試験の自主製作について)

監査対象機関名	人事委員会事務局
監査実施年月日	平成23年7月6日から同月22日まで
監査の結果	措置の状況
<p>人事委員会事務局では、平成22年度から職員採用試験問題の自主製作を開始したところであるが、自主製作前に比して、従事職員の人件費部分を含めたフルコストが約15百万円増加している。団体に対する拠出金の見直しや府の特色ある問題づくりを図るためということではあるが、過去に比べコストが増加した事実十分に留意した上、今後は試験問題製作のノウハウを蓄積していくことによりコスト削減に努められたい。</p> <p>なお、平成21年度に、自主製作を実施していた東京都へ職員を派遣し、試験問題製作のノウハウを習得してきているが、業務担当職員の人事異動や人数の制限によりノウハウが蓄積されないリスクを鑑みた上で、府として引き続き適正なノウハウ管理・引継に努められたい。</p>	<p>コスト削減については、平成23年度は、試験問題製作のノウハウの蓄積を進めていくことにより、民間業者からの購入コストを平成22年度と比較して約1,000千円削減しました。</p> <p>今後ともノウハウの蓄積を図りながらコスト削減に努めます。</p> <p>なお、試験問題製作のノウハウについては、試験問題の自主製作を行う上で非常に重要なものであるため、引き続き適正な管理・引継に努めます。</p>